

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

－福井県いじめ防止基本方針より－

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域及び関係機関と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ポジティブ教育の推進
学年に応じて、「SST」「ピア・サポートプログラム」「レジリエンストレーニング」などの実践を重ね、自ら幸せを創り出していく教育の浸透・継続を図る。
- 自己肯定感を高める教育
児童の多面的な能力を引き出し、自己肯定感を高める教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。また、「ちくちく言葉」による心の痛みを知り、「ふわふわ言葉」を使うように働きかける。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、人それぞれの個性を認め、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験や縦割り班（異学年交流）活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行う。自分の考えをまとめたり、友達の意見を聞いてさらに自分の考えを深めたりする対話的な授業を進めることにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てる。

（２）学校評価への位置付け

○いじめ防止等のため、環境づくり・マニュアルの実行・児童、保護者へのアンケート・児童、保護者との面談の実施、校内研修の実施等に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止の取組の改善に努める。

（３）いじめの未然防止

○「魅力ある学校づくり」

- ・どの児童にとっても、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が主体的に学びに向かうことができる「授業改善」に努める。
- ・縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進め、いじめの起きない学校・学級づくりを推進する。
- ・学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

○「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ対策について、校長のリーダーシップの下、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践、取組の評価・改善を組織的に行う。
- ・普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図り、児童が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童同士で支え合うことができる環境づくりに努める。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設ける。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。

○保護者との連携と適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童への必要な指導を行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童など、外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・被災等により、特別な配慮を要する児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

（４）いじめの早期発見

○相談しやすい関係

心配事や困ったことについて、児童から気軽に話しかけたり、相談したりできる雰囲気をつくるよう努める。

○言葉以外のサインの察知

児童の「大丈夫」「何でもない」という言葉の背景に、児童が本当に言いたいことが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかと、表情や行動の変化を含めて多面的に捉えるように努める。

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見につなげる。

○児童のアンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○保護者に対するいじめ調査の実施

児童のアンケート実施に合わせて、保護者対象のアンケートを年3回実施し、情報を集めて、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○いじめに係る情報の記録と管理

いじめに係る情報を適切に記録・管理する。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

○いじめ対策委員会への報告と共有

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかに管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会において、情報を共有し、組織的に対応する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による具体的計画、対応により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で、適切かつ再発防止に向けた継続的な指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

○警察との連携

いじめ（SNS上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し、連携して対応する。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して組織的に判断する。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。(少なくとも3か月)

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。(被害児童本人及びその保護者に対し、面談等で確認する)

(7) いじめによる重大事態への対処

○校長のリーダーシップの下、いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処をする。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催する。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(3) 組織図

